

無人航空機（ドローン） 飛行の手続きについて



『京浜港横浜・川崎区』において無人航空機を飛行させる際、港則法に基づく手続きの必要の有無など、ご不明な点等がございましたら、お問合せください。

「予定日時」「場所」「目的」「船舶の使用の有無」「工作物設置の有無」等詳細を確認させて頂きますので、予めご確認をお願いします。

※飛行計画場所は、海図（地図）による説明を求める場合がございます。

無人航空機を飛行させる際、それに付随する行為が船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるときは、港則法に基づく許可を要する場合があります。（別紙参照願います）

※横浜ノース・ドック及び鶴見区安善町周辺の飛行にあたっては、別途通報が必要となる場合があります。

（以下リンク：海上保安庁ホームページ）

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/kogatamujin00.html>

●問合せ先：

京浜港横浜区→ 横浜海上保安部 航行安全課 第二海務係

☎045-201-1671

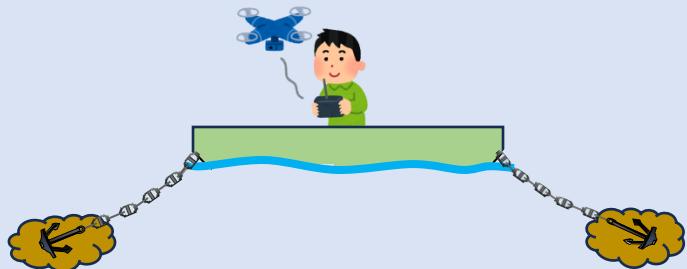
京浜港川崎区→ 川崎海上保安署 ☎044-266-0118

●受付時間：午前9時30分～午後5時（土日祝日を除く）

港則法に基づく許可を要する場合があるもの（例）

- ✓ 無人航空機の操縦や離発着等のため、同機を操縦する者が乗船する船舶等が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。

無人航空機の離発着や
飛行のため、
作業台船を設置する



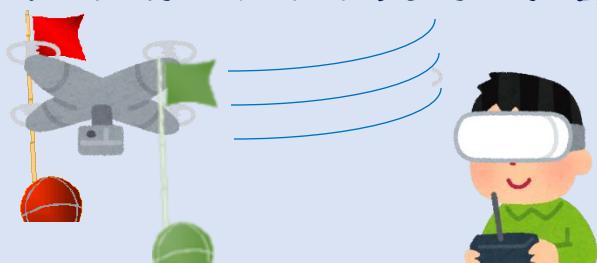
- ✓ 撮影対象の船舶が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。

一定の水域に留まる
又は、並走する



- ✓ 競技又は曲技等の飛行に必要な工作物（パイロン等）の設置をすることにより一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。

海上に飛行コースを示す
ブイを設置する



- ✓ 無人航空機の飛行イベントにおいて観覧する船舶による混雑が見込まれ、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。

一般向けに広告を行ったうえ
で実施するドローンショー等



※審査に時間要する場合がありますので、実施日の
1か月前までに許可申請書の提出をお願いしております